

被扶養者認定要件の制度改正（国内居住の要件追加）について

標記については、令和2年4月1日より、健康保険の被扶養者認定において「日本国内に住所を有する者」であることが要件として追加されます。そのため、現在海外に居住する被扶養者において、新たに認定要件となる国内居住要件を満たさない場合は、令和2年4月1日以降の扶養認定は認められませんので、被保険者より扶養削除の手続きが必要となります。詳細については、下記内容をご確認ください。

尚、令和2年4月1日以降、健保への扶養削除の手続きをされなかった（もしくは遅れた）場合は、令和2年4月1日に遡って資格を抹消いたします。また、扶養削除後に受診された医療費等（当健保負担分）についても、遡って請求することになりますので、ご注意ください。

記

1. 国内居住要件の考え方について

1-1. 日本国内に生活の基礎があると認められない場合

下記に当てはまる場合は、「1-2. 日本国内に生活の基礎があると認められる場合」を除き、扶養削除の手続きが必要となります。（手続きについては「3. 扶養削除の手続きについて」を参照）

- ① 日本に住所（住民票）を有しない者
- ② 日本に住所を有する者であっても、海外で就労しており、日本で全く生活していないなど、明らかに日本での居住実態がない者

1-2. 日本国内に生活の基礎があると認められる場合

下記に当てはまる場合は、日本国内に住所を有していなくても、一時的な海外渡航であり、かつ渡航目的が就労ではない者とみなし、国内居住要件の例外として取り扱います。（扶養削除の対象ではありません）

- ① 外国において留学をする学生
※留学後、現地（海外）で就職する場合は、使用関係が生じた時点から例外要件を満たさなくなったものとして取り扱う。
- ② 外国に赴任する被保険者に同行する家族
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
※ワーキングホリデー制度の利用者を含む
- ④ 被保険者が外国に赴任している間に結婚や出生等で当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの
※（例）・海外赴任中に生まれた被保険者の子供
・海外赴任中に現地で結婚した配偶者
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

2. 施行（令和2年4月1日）に向けた経過措置等について

改正法の施行に伴い、扶養削除の対象になる被扶養者が、施行日時点において国内の保険医療機関に入院中の場合、当該入院が終了（退院）するまでは扶養要件も満たすものとする。

尚、当該入院が終了（退院）後、速やかに扶養削除の手続きを行う。

（その際、入院申込書や入院診療計画書の写等、入院期間を確認できる書類の提出が必要）

【次ページあり】

3. 扶養削除の手続きについて

国内居住要件を満たさない場合は、被扶養者異動届（減）に下記必要書類を添付の上、健康保険担当箇所へ提出をする。

【異動届について】

- ・「申請事由」は、「区分：Hその他」を選択し、空白部分に「国内居住要件を満たさないため」と記入する。
- ・「扶養しなくなった日」は「令和2年4月1日」と記入する。

【必要書類について】

- ・就労ビザ（写）
（就労ビザ（写）が添付できない場合は、健康保険組合へお問い合わせください）

4. その他留意事項

国内居住要件を満たすことのみで被扶養者として認定されるものではなく、これまで通り、身分関係、生計維持関係（別居の場合の仕送りの実施等）、被扶養者が満たすべき要件については、従来通り取り扱うものとする。

以 上